

令和7年度第1回茨城県認知症介護実践者研修 受講者募集要項

1 目 的

この研修は、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 日 程

令和7年5月20日（火）～令和7年7月25日（金）のうち10日間、（その他職場実習あり）

※詳細は7P 参照

（1）講義及び演習

認知症介護実践研修（実践者研修）は、初日から4日目、及び9日目は、Zoom ライブ配信等によるWEB研修、5日目から8日目、及び10日目は、集合研修で実施します。

（2）職場実習

日程：講義及び演習7日目の翌日（6/21）から4週間

（勤務形態については、常勤・非常勤を問いません。）

場所：原則として受講者自身が所属する職場で実施することとし、研修で設定した課題の達成を目指して実習を行います。詳しい進め方は、研修のなかで説明します。

研修期間中に介護の現場に勤務する予定のない方は、自己の責任において研修前に実習先を確保し、実習先の了解を得てください。

3 定 員 70名（同一法人からの申し込みは、原則1名でお願いします。）

4 受講対象者（受講要件）

以下の（1）～（4）の要件を全て満たす者

- （1）認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有するものであり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得しており、身体介護の実務経験が2年以上の者

認知症介護実践者研修は、認知症介護基礎研修を受講していることを前提に実施しています。

既に資格を有し業務に従事する上で認知症介護基礎研修の受講義務がない方で、資格取得から時間が経過している場合は、受講希望の認知症介護実践者研修の学びを深めるためにも、認知症介護基礎研修 e ラーニングの受講を強くお勧めいたします。

認知症介護基礎研修 e ラーニングの受講については、県ホームページ（認知症介護等研修について）を参照し、受講手続きをしてから聴講してください。

- （2）アセスメント・実践計画を検討する事例を準備できる者

（事例は、研修期間中に継続的に関わることができる認知症の人を対象とすること。）

- （3）所在地が茨城県内にある介護保険施設、事業所等において、以下のいずれかのサービスの

業務に従事しており、所属長から当該研修の受講について許可を受けた者

(ア) 居宅サービス、(イ) 施設サービス、(ウ) 地域密着型サービス、(エ) 介護予防サービス、
(オ) 地域密着型介護予防サービス、(カ) 居宅介護支援、(キ) 介護予防支援

なお、上記に該当しない介護保険施設、事業所（所在地が茨城県内でない）でも、申し込みはできますが、受講は、定員に空きがある場合に限りです。

(4) インターネット環境（パソコン、インターネット環境、受講者本人の接続スキル、WEB カメラやマイク等の機器など）がある者、及び、資料をダウンロードし印刷する環境が整っている者

（★実践者研修用の市販のテキストは、参考図書とし購入は必須ではありません。代替として、講師が作成した資料（かなりの分量です）を各事業所でダウンロードし印刷していただきます。）

※詳細は、6 受講方法参照

5 内 容（カリキュラム）

別紙「茨城県認知症介護実践研修（実践者研修）カリキュラム」7P のとおり

6 受講方法

- ・受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。モバイル Wi-Fi ルータなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分ご注意ください。受講場所については、各事業所・自宅等問いませんが、事業所の管理者の指示に従ってください。
- ・視聴方法の詳細は、受講決定後、受講者からの登録手続きを経て、研修委託先の茨城県老人福祉施設協議会が、事業所のメールアドレス（受講申請書に記入のもの）に案内を送付します。
- ・5日目から8日目）及び10日目は、ザ・ヒロサワ・シティ会館へ集合していただき、対面での研修を行います。

（令和7年度から受講方法が変わりましたので、ご注意願います。）

<Zoom ライブ配信研修>

- ① Web での演習は Zoom のブレイクアウトルーム機能を利用して、指導者や受講者同士のやりとりも含めた研修を行います。研修中使用するパソコンまたはタブレットに Zoom のインストールをすませてください。
- ② 研修内容は、1人一台での参加でお願いします。パソコンを使用しての個人ワークや対面でのグループワークがあります。（Web の講義は、画面が小さいと見えません）パソコン・タブレット以外のご使用は避けてください。スマートフォンは不可です。
- ③ 双方向型の研修のため、Web カメラ・マイクが必要となります。パソコン等にそれらの機器がついていない場合は、受講者が別途レンタルもしくは購入する必要があります。（茨城県や茨城県老人福祉施設協議会に、貸出機器の準備はありません。）
- ④ グループ演習に参加する場合は、ヘッドホンとマイクの使用を推奨します。
- ⑤ 同じ場所で複数の受講者がいる場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こします

ので注意が必要です（別部屋での受講をお願いします）。また、周囲の音声をマイクが拾いますので、静かな場所を確保してください。

- ⑥ 受講決定後、受講料の振込先やダウンロードして準備する研修資料の入手方法などの連絡については、受講決定者が受講決定通知に示す手続きを行った後、茨城県老人福祉施設協議会から届くメールで確認してください。

なお、茨城県老人福祉施設協議会からのメールが受信できるよう、本研修に関して利用するメールアドレスは、原則、研修日に使用する事業所の PC から送受信願います。

- ⑦ 1 日の研修終了後に、個人演習で実施したレポートを、運営事務局（茨城県老人福祉施設協議会）に e-mail または FAX で送信するまでが、出席確認の範囲とします。

7 受講にかかる負担金

17,000 円/1 名

オンライン講義の視聴環境の確保は受講料に含まれておりません。また、振込手数料も受講者負担となります。なお、負担金は理由を問わず返還致しません。

＜重要＞受講までの流れ

- ① 受講決定通知は、茨城県健康推進課より各事業所に郵送します。
- ② 受講決定者は、受講決定通知に記載している研修委託先である茨城県老人福祉施設協議会のメールアドレスに、受講決定通知が到着し次第、研修で使用予定の PC からメールを一週間以内に送信してください。（メール記載項目は、受講決定通知に示します。）
- ③ 受講料振込先の案内や課題の資料の入手方法などが、②でメールを送信した各事業所の PC のアドレスに届きますので、対応願います。
老人福祉施設協議会からの最初の連絡は、概ね 1 週間程後の到着の予定です
- ④ 入金確認ができ次第、研修参加に必要な URL を再度、茨城県老人福祉施設協議会から電子メールで送付します。

8 申込みについて

（1）提出書類

- ①認知症介護実践者研修 受講申込書 【別添申込書①】
②認知症介護実践者研修 受講意思確認書 【別添受講意思確認書②】
③認知症介護実践者研修 受講目的 記載用紙 【別添受講意思確認書③】

この書類は、提出書類①の受講目的が「6」に該当する場合のみ提出してください。

- ④認知症介護基礎研修修了書の写し

(2) 提出先及び申込締切日

受講対象	提出書類と提出方法	提出先	申込締切日
●提出書類①の受講目的「1～5」に該当する方 ●この実践者研修を受講後、続けて令和6年度の管理者研修や計画作成担当者研修を受講予定の方	(手順Ⅰ) 提出書類①を右記へFAXする 申請書1枚のみ	茨城県庁 健康推進課 認知症対策グループ FAX(029-301-3318)	手順Ⅱがあるため余裕をもって対応する。
	(手順Ⅱ) 手順Ⅰ後、提出書類①②の <u>原本</u> 及び提出書類④を右記へ <u>郵送</u> もしくは持参する	事業所の所在する市町村高齢福祉担当課	<u>4月16日(水)</u> 必着
●提出書類①の受講目的が「6」に該当する方	提出書類①②③④を右記へ <u>郵送</u> する	茨城県庁 健康推進課 認知症対策グループ 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	<u>4月22日(火)</u> 必着

(3) 申込にあたっての注意事項

- ・研修の目的や内容を理解せず、受講意欲を欠いた受講者が見受けられます。
推薦にあたっては、受講者への十分な説明と意思確認の上、受講要件や受講意欲に問題がなく、かつ研修の全日程を受講できることをご確認ください。また、特定の法人・施設から無断欠席や直前辞退が相次いだ場合、当該法人等からの次回の受講をお断りすることがあります。
- ・受講申込の内容に虚偽があった場合は受講決定や修了の取消もあります。
- ・実践者研修は、基礎研修の習得内容を前提に進めてまいります。
 基礎研修を未履修の場合は、県ホームページでお知らせしております認知症介護基礎 e ラーニングを受講のうえ申込してください。

9 受講決定

受講の可否の通知は、研修開始日の約3週間前を目安に、申込書に記載の勤務先宛に郵送で通知します。なお、申込締切日後の申込者には通知しません。
 (応募者が定員を超えた場合は、受講義務がある職務の方を優先します。)

10 修了認定

修了証書は、全カリキュラム(全日程)を修了し、次の(1)～(3)の基準を満たした方が対象となります。後日、事業所へ送付いたしますので、紛失等ないよう管理・保管願います。

なお、振り返りシートの提出がない等、受講が確認できない場合には、原則として修了証書は交付しません。

※事業所に修了証書が郵送で届きましたら、受取確認のため、受講者がフルネームでサインした受取書を茨城県老人福祉施設協議会まで FAX してください。

<修了認定基準>

(1) 全科目を履修したこと。なお、特段の事情がない限り、10 分以上遅れて参加した場合は、当該科目の履修を認めません。

(2) 課題提出、成果発表及び実習に積極的に取り組んだことが認められること。

ただし、実習の取組状況や提出課題内容の不足、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポートの提出を求めるか、または修了を認めない場合があります。なお、課題やアンケート等は、各々、指定期日までに研修委託先である茨城県老人福祉施設協議会へ提出してください。

(3) 指導者の指示に従って研修を受講し、内容の理解や受講態度に著しい問題がないと認められること。

ただし、受講中、研修態度が好ましくないと判断された場合（携帯電話の使用、研修に関係のない行為、居眠り、離席等）、映像の指示に従わない場合、研修指導者の注意に従わない場合は、受講を取り消し、または修了を認めない場合があります。

1 1 受講にあたっての注意事項

(1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却しませんので御了承ください。

(2) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに茨城県健康推進課認知症対策担当(029-301-3333)へその旨をご連絡ください。

(3) インターネット環境（パソコン、ネット環境、**受講生自身の接続スキル**、Web カメラやマイク等の機器など）がある事、印刷する環境が整っている事が必要となります。Zoom ライブ時に視聴できなかった場合や、接続不備により受講できなかった場合でも、研修修了の対象にはなりませんのでご注意ください。

(4) 受講決定者の皆さんには、研修の一週間程前に 1 日、接続テストの日を設けます。全員が研修にスムーズに参加できるよう、研修当日と同じ環境（研修で使用する PC・受講する部屋）での接続テストに参加してください。代理の方でも結構ですので、必ず接続テストをしてください（30 分程度です）。

(5) 研修受講の際は、県及び研修実施機関からの受講上の注意事項を遵守してください。

(6) 受講決定者には、研修開講前の指定された日までに、事前課題を提出していただきます。（茨城県老人福祉施設協議会へメールか FAX にて提出する）事前課題の記入用紙は、茨城県からの受講決定通知に同封いたします。

(参考)

以下に該当する方は、この研修の受講が義務づけられています。

(ただし、以前実施された「認知症介護実務者研修（基礎課程）」の修了者は、本研修の修了者と同等とみなされますので、新たに受講する必要はありません)。

- ・ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の管理者または計画作成担当者
- ・ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の管理者または計画作成担当者
- ・ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の管理者
- ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者または計画作成担当者

「認知症介護実践研修（実践リーダー研修）」を受講するためには、当該（実践者）研修の修了後1年以上経過していることが必要となります。

12 本件に係る問合せ先

＜研修全般・申込みに関する連絡・お問い合わせ先＞

担当：茨城県保健医療部 健康推進課 地域包括ケア推進室 認知症対策グループ 澁谷
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁 16 階

電話：029-301-3333 FAX：029-301-3318（受講10日前に可否連絡がない場合は県へ）

＜受講方法に関する連絡（受講料・インターネット環境も含む）・お問い合わせ先＞

担当：一般社団法人 茨城県老人福祉施設協議会 研修担当

電話：029-241-8529 FAX：029-241-4456

茨城県認知症介護実践研修（実践者研修）カリキュラム

職場実習を除き原則 12:30～17:00 の間での研修です。（休憩を含む）実研修時間 1 日 240 分
 なお、2 日目、5 日目、6 日目は、9:30～16:30 の予定、最終日は 9:30～17:00 の予定です。

日 程			科 目 名	
前 期	1 日目 Web 研修	5 月 20 日（火）	① 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	
	2 日目 Web 研修	5 月 23 日（金）	② 生活支援のためのケアの演習 1	
	3 日目 Web 研修	5 月 27 日（火）	③ QOL を高める活動と評価の観点	
	4 日目 Web 研修	6 月 4 日（水）	④ 家族介護者の理念と支援方法	
			⑤ 権利擁護の視点に基づく支援	
			⑥ 地域資源の理解とケアの活用	
			⑦ 前期の振り返りと自施設での取り組み課題の整理	
自施設・事業所で「学習成果の実践展開と共有」の課題に取り組む				
後 期	5 日目 集合研修	6 月 9 日（月）	⑧ 学習成果の実践展開と共有	
	6 日目 集合研修	6 月 13 日（金）	⑨ 生活支援のためのケアの演習 2（行動・心理症状）	
	7 日目 集合研修	6 月 20 日（金）	⑩ アセスメントとケアの実践の基本	
	8 日目 集合研修	7 月 1 日（火） 前期指導日	⑪ 職場実習の課題設定	
	9 日目 WEB 研修	7 月 16 日（水） 後期指導日		
	この間に 1 週目～3 週目の各週 レポート提出あり		⑫ 職場実習（アセスメントとケアの実践）	
課題提出日：7 月 23 日（水）提出予定日				
最終日 集合研修		7 月 25 日（金）	⑬ 職場実習評価 修了式	

◎カリキュラム、日程等は、変更になる場合があります。

■職場実習及び職場実習評価

○職場実習は、講義・演習をオンラインで受講した後、研修で設定した実習課題の達成を目指して受講者自身が所属する施設・事業所において約 4 週間の実習を行います。

そのため、講義・演習で学んだ内容を、受講生の所属する施設・事業所において、実践的に活用するための姿勢を学ぶことが主な目的です。

○実習期間中に、講師と対面での助言指導日（集合と WEB）を 2 日設けます。

○最終日の演習では、職場実習の振り返りを行い、成果を報告すると共に、今後の認知症高齢者の生活支援について現場で実践すべき内容を整理します。演習のグループは、受講決定後に通知します。